

令和5年9月15日（金曜日）

厚生委員会

第3委員会室

出席委員

中西祥子、金内義和、阿野れい子、三輪敏之、  
仁野央子、竹中隆一、萩原唯典、岡部敦吏、  
牧野圭輔

開会

9時56分

市民局

9時56分

職員紹介

前回の委員長報告に対する回答

・姫路市手数料徴収条例及び姫路市戸籍手数料等徴収  
条例の一部を改正する条例について、マイナンバーカ  
ードを使用したコンビニ等での証明書等交付を、市民  
により一層利用してもらえるように、当該措置の周知  
にしっかりと取り組まれない。

また、マイナンバーカードに対して根強くある不信  
感を払拭できるよう、マイナンバーカードの使用にお  
ける安全性についてもあわせて周知を図られたいこ  
とについて

コンビニ等の証明書交付手数料の減額については、  
市ホームページや広報紙への掲載などによる周知に  
加え、住民窓口センターと各出先事務所の窓口以案内  
チラシを掲示し、周知に取り組んでいるところである。

また、マイナンバーカードに対する不信感や、使用  
における安全性については、このところのマイナンバ  
ー制度に対する不安の高まりや、誤りもづけによる対  
応はもちろんのこと、マイナンバー法改正による利用  
範囲の拡大や、今後検討される券面デザインの変更に  
関しても、国から提供される情報に基づき丁寧な説明  
を行うとともに、マイナンバーカードやマイナンバー  
制度の推進による利点や安全性についてもしっかりと  
周知を図っていく。

付託議案説明

- ・議案第115号 姫路市立家島交流センター条例につ  
いて
- ・議案第124号 契約の締結について（(仮称) 姫路市  
立家島交流センター新築（建築）工  
事請負契約の締結）

報告事項説明

- ・姫路市立家島交流センター条例施行規則について

- ・令和5年度使用料・手数料の見直しについて
- ・事業見直しについて
- ・香寺地域公共施設のあり方について

質疑・質問

10時14分

（質問）

香寺健康福祉センターの閉鎖に当たり、令和5年8  
月30日に地元自治会長等に対して実施した住民説明  
会において、今後は施設利用者に対して個別説明をし  
ていくとの説明があったようだが、どのようにしよう  
と考えているのか。

（答弁）

実際に利用者が来館したときに、個別に説明をした  
いと考えている。

（質問）

今後、改めて説明会を開催する予定はないのか。

（答弁）

特に考えていない。利用者が来館したときに個々に  
説明を行うことが最も適切であると考えている。

（質問）

姫路市立家島交流センター条例について、新たに設  
置する家島交流センターは、その名称から家島内外の  
住民との交流施設かと想定していたが、実際には世代  
間の交流促進の場となるのか。

（答弁）

家島交流センターは、それなりに利用実績がある家  
島老人福祉センターの代替を担うとともに、多目的ス  
ペースを設置し、家島を訪問する人にも利用してもら  
えるような、島内外の人との交流を図ることのできる、  
家島の活性化につながるようなコンセプトを持った  
コミュニティ施設として整備しようと考えている。

また、家島交流センターには指定管理者制度の導入  
を考えている。

（質問）

家島交流センターは、本市においてどのような位置  
づけの施設であるのか。

（答弁）

同センターは、家島の活性化に資するコミュニティ  
センターとしての役割のほか、従来の老人福祉センタ  
ーの役割も併せ持つ家島独自の施設であると考えて  
おり、本市には現在、同センターと類似の役割を持っ  
た施設はない。

(質問)

今後の公民館の在り方について、コミュニティセンター的な役割を担うとされながらも、実際は予算も人員も配分されない状況が問題視されており、より新しい形のコミュニティセンターをつくるべきではないかと、我が会派でも予算要望を行っているところである。

公民館については、校区面積や住民数にかかわらず、どの地域でもほぼ同じ規模であることを疑問に思っていた。家島交流センターだけが特別な取組となるのではなく、全市的な施策として位置づけて、ほかの地域の要望に応える、現実的な施策を打ち立てるための一助にしないと意味がないと思う。

また、家島の活性化につながることを考える場合、市外の利用者の使用料を減免するなどの方策を行い、それを指定管理者との契約内容に反映させなければ、結果的には家島の中だけの世代間交流に終わってしまうのではないのか。

(答弁)

市民会館をはじめとする各市民センターや公民館等のコミュニティ施設について、今後、姫路市公共施設等総合管理計画を基本として、令和6年度にかけて個別実施計画を作成していく予定であり、現在、事業の在り方や施設配置、利用率などの検討を行っている。

家島老人福祉センターが老朽化し廃止せざるを得ない状況の中で、施設の在り方を再検討した結果、そのまま老人福祉センターとして残すことは困難であるため、家島の活性化につながり、家島住民のコミュニティ施設となるような形で施設を残していきたいと考えている。また、家島の活性化につながるような事業の発案ができる指定管理者の選定を行いたいと思っている。

(意見)

香寺地域では、香寺健康福祉センターは令和5年度末を目途に廃止し、香寺いきがいセンターは高齢者交流施設としての用途を廃止し、令和8年度に(仮称)香寺南公民館として市の直営公民館に転用しようとしている。市全体における公民館の設置方針に沿っていると思うが、家島地域では新たに交流センターを設置することとなる。

島という特殊性を考えて家島には交流センターを

設置するほうがよいのではないかと思っていたが、交流という意味が観光客や家島以外の住民との交流ではなく、単なる家島内の世代間交流のような話になっている。

このたびの家島地域と香寺地域のように、地域によって設置するコミュニティ施設が異なるようなことを簡単に認めることはできない。市の総合的なコミュニティ施設の在り方についてしっかりと議論を行う必要がある、このたびの新たな交流センター設置の取組が家島地域のみで終わってしまうことは問題であると考えている。

(質問)

姫路市立家島交流センター条例施行規則第10条に、「使用者は、市長が必要と認めるときは、センター内外の秩序を保つため必要な整理人を置かなければならない。」とあるが、どのような意図があるのか。

(答弁)

整理人という言葉を使用しているが、施設を使用する上での責任者を配置してもらいたいという意味である。

(質問)

施設を使用する人というのは、施設を借りる人という意味であるのか。

(答弁)

そうである。

(質問)

整理人という表現が正しいのか。ほかの管理条例や規則でも同じような要件が求められているのか。

(答弁)

当該条項については、改めて精査し、他の条例との比較やその趣旨について確認したい。

(質問)

施行規則は、議会が承認するかどうかに関わらず、市長が定めたらよいものではある。しかしながら、規則は条例に基づいて定めるものであり、条例と規則は離反しないという法体系から言えば、今回、姫路市立家島交流センター条例議案の提出と同時に施行規則が報告事項として説明を受けた以上、このままでは本条例を認めるわけにはいかないと思う。

家島という地域には、センター内部の秩序を守るために整理人を置く必要性があるのかという話になる

と、家島地域の人にとって非常に迷惑な話であると思う。

いま一度、本当に当該条項が必要なのかどうか、あるいはこのような表現でよいのかどうかを法制課と相談してもらう必要があると考えるがどうか。

(答弁)

法制課にも確認した上で、当該条項について精査したい。

(質問)

検討結果を改めて報告してもらいたい。

(答弁)

(健康福祉局終了後に報告)

(質問)

令和5年度の使用料・手数料等の見直しについて、料金改定をどのように検討しているのか。

(答弁)

まず、市民会館や市民センターの使用料については、前回の改定から現在までの期間に上昇している運営に係る経費を考慮して計算したいと考えている。

名古屋山霊苑や好古学園大学校、生涯学習大学校については、持続可能な形で施設を運営していきたいと考えており、利用者の負担も考慮に入れながら、中長期的な視点を持って料金を設定したいと考えている。

利用者に丁寧な説明が必要になると思うが、市民会館等よりも大きな上昇率となる方向で検討を進めている。

(質問)

使用料・手数料等は一律に料金改定を行うのではなく、個々に検討していくということなのか。

(答弁)

そのとおりである。それぞれの特性に応じて検討した上で、料金改定を実施したいと考えている。

(質問)

家島交流センターは、自主事業が実施されることを期待して指定管理者による運営を行うということであるが、直営で運営する場合は家島活性化に向けた効果が期待できないのか。

(答弁)

民間で可能なことは民間に委託し、民間のノウハウを生かしてよりよい提案をしてもらいたいと考えている。

(質問)

同センターには、職員を何人ぐらい配置することになるのか。

(答弁)

同センターは、公民館等と同等の規模を有するため、2人程度の配置が妥当ではないかと考えている。

(質問)

同センターの休館日が原則月曜日に設定されているのはなぜなのか。

(答弁)

職員のワーク・ライフ・バランス等を考慮して週1日程度は休館日を設ける方向で検討した結果、休日等はイベントなどでの活用が予想されることから、月曜日を休館日と設定した。

(質問)

合併町に建てられている公民館の老朽化対策について、どのように考えているのか。

(答弁)

従来は既存施設を有効活用する方向であったが、今後、人口減少社会を迎える中で、施設の在り方を考えたときに、現状の面積を確保したまま大規模改修や建て替えを検討するとなると、未来の子どもたちの世代に負担を強いることになると思う。

市内の利用状況等も見極めながら、施設の在り方をその都度検討していきたいと考えている。

(質問)

本市には1小学校区1公民館という基本方針がある。香寺地域には3つの小学校区があるが、公民館の配置はどのようになっているのか。

(答弁)

現在、香寺地域には香寺公民館と香寺北公民館がある。香呂南校区には公民館がなく、小学校を除くと唯一の公共施設である香寺いきがいセンターがある。

同センターは、ほかの公民館と比較してもほぼ同水準の利用があり、今後の在り方を考えたときに、高齢者交流施設としての位置づけのまま残すことは困難であるものの、香呂南校区にはほかに公共施設がないことを踏まえて、公民館として今後活用していきたいと決定したものである。

(質問)

公民館設置の今後の在り方について、どのように考

えているのか。

(答弁)

飾磨橋東公民館を設置するときにもかなり議論があった。教育委員会が公民館を所管していたときには1小学校区1公民館という原則があったと思うが、公民館が市民局に移管され、今後の施設の在り方を考える際、公民館はコミュニティの拠点施設であることも踏まえると、市内全てが原則どおりでよいのかという意見もある。

令和6年度に向けて市民センター等も個別実施計画を検討中であり、地域の拠点として今後どのようにコミュニティ施設を運用していくのがよいのか、あわせて検討を深めていきたいと考えている。

(質問)

使用料・手数料等の見直しについて、使用料10件、手数料2件を見直し対象とした理由は何なのか。

(答弁)

主なものとして、まず市民会館使用料と地区市民センター使用料については、人件費や光熱費が上昇しており、利用者にも相応の負担をしてもらう必要があると考え、今回見直しの対象としている。

また、名古屋山霊苑関連の使用料等に関しては、都市局で霊苑事業に係る企業会計が廃止され、今後は市有霊苑の管理を含め全ての事業を市民局で一括して所管することとなり、都市局と調整を行って行く中で、同苑を中長期的に持続可能な形で維持管理していくためのコストも考慮した上で検討したものもある。

霊柩車については、従前から利用率が減少しているとの指摘を受けているところであるが、今後も継続して当該事業を実施する上で必要な財源の確保も含めて検討する必要がある、今回見直し対象としている。

(質問)

見直しの結果、値上がりした料金を支払うほかに選択の余地がないような状況になってしまうと、市民にかなりの負担感があると思うがどうか。

(答弁)

今回、見直しの対象とした名古屋山霊苑関連の料金や生涯学習大学校、好古学園大学校の授業料について、他都市の類似施設と比較すると、本市の料金はかなり安価な状況である。

最終的な金額は現在精査中ではあるが、今後も持続

可能な形とするためには、もう少し利用者に負担してもらいたいと考えている。

(要望)

香寺健康福祉センターは、令和4年度に8,829人の利用があり、地元で様々な活用がなされている。

先日、自治会長に対して今後の施設の在り方に関する説明会があったが、説明が5分ほどで終わってしまい、利用者に対する個別相談について何も分からなかったと聞いた。

利用者に今後個別相談を実施することについて、自治会長にも改めて周知されたい。

(質問)

今後の利用者への説明について、どのように考えているのか。

(答弁)

香寺公民館の利用率は高いものの、現在の香寺健康福祉センターの利用者を香寺公民館やその周辺施設に誘導して利用してもらうことは可能だと考えている。

ただし、従来からの香寺公民館利用者と、同センターから移動してきた利用者との利用が重なる日や時間帯があり、うまく調整できるかどうかは今後の課題であると認識している。

利用者の意見をしっかりと聞きながら、可能な限り地域住民や利用者の不安が払拭できるような形で、丁寧に説明を進めていきたいと考えている。

(質問)

家島交流センターの事業費予定額について、2回の一般競争入札が不調に終わった後に随意契約を締結し、令和5、6年度の事業費総額が2億2,420万円で、うち令和5年度分として1億4,580万円が計上されているが、当該金額は建物の建設費用のみであるのか。また、物価高騰の中で、当該金額で不足することはないのか。

(答弁)

当該案件は建築主体工事、電気設備工事及び機械設備工事に分けた分離発注を行っており、1億4,580万円は令和5年度における建物の建築主体工事のみの費用である。

落札業者が、当該金額での受注が可能であるということで最終的に契約を締結しているため、当該金額で

対応が可能であると認識している。

(質問)

建築主体工事以外の電気設備工事等の金額を合計すると、予算額の2億2,420万円になるということか。

(答弁)

そのとおりである。

(質問)

議会の議決に付さなければならない契約は予定価格1億5,000万円以上の工事であるため、建築主体工事以外の工事については、議案として提出されていないということなのか。

(答弁)

そのとおりである。

(質問)

随意契約を締結するに当たり、落札業者も含めて、幾つかの業者から見積りを取ったのか。

(答弁)

最初の段階では3者が入札の意思を示していたものの、入札の段階では2者が辞退してしまい、最終的な入札や見積りの対応については、契約締結業者のみとなった。

(質問)

当初は一般競争入札であったものの、1者しか応札せず、予定価格に達しなかったために、最終的に随意契約となったのか。

(答弁)

そのとおりである。

(要望)

他局でも建設工事において物価高騰の影響で単価が上昇し契約変更を行う一方、本市としては必要な整備は行わざるを得ず、困難な状況であると思うが、家島交流センターが問題なく建設できるようにしっかりと対応してもらいたい。

また、高額の随意契約が続くとなると、競争性や公平性、透明性の観点から疑問が生じることから、今後の入札内容をしっかりと検討してもらいたい。

事業見直しについて、厳しい財政状況が見込まれる中で、当然、事業の縮小や廃止を念頭に置いていると思う。今年度見直し対象となっているWINKひめじ「めざそう生涯現役!」の番組放送は、導入の経緯も含めて一定の効果があつたため廃止しようとするの

は理解ができるものの、高齢者の社会参加については、ほかの事業でしっかりと補完してもらいたい。

(質問)

事業見直しのうち、継続検討を行う地域社会活性化基金事業関連において、同基金が年間5,000万円近く減り続けており、大変厳しい状況にあることは理解できるものの、令和5年度から防犯カメラを更新する際の経費の一部を助成するようになったことなど、住民生活に必要な事業もあると思う。

財源確保が厳しい中であっても、市民生活に直結した事業を見直す際には、事業の目的や取組内容、効果などを詳細に検証した上で、必要な事業にはしっかりと取り組まれないか。

(答弁)

防犯灯の維持管理費用の助成など地域活動団体の支援は非常に重要な事業であると、市民局でも認識している。

財源を捻出するために事業廃止の方向に持つべく考えは持っていない。

地域社会活性化基金が目減りする中、今後の支援の在り方について、地域の声も聞きながら財源を含めた検討を深めていく必要があると考えている。

(質問)

今後、家島交流センターのような施設を、坊勢島などほかの島にも建設する予定があるのか。

(答弁)

人口動態や利用率も十分検討をした上で、坊勢島を含め他の地域の公共施設の今後の在り方を考えたときに、中長期的に見ると、市民局所管の全施設の合計面積を一定数減らしていく必要があると考えている。

姫路市公共施設等総合管理計画において施設の在り方を審議する中で、必要な施設を新たに設置する可能性はあるものの、基本的な考え方は既存施設の有効活用、複合化及び集約化である。単に施設利用率を考慮するのではなく、地域における施設配置のバランスも考慮した上で、既存施設の有効活用や複合化、集約化の検討を深めていきたいと考えている。

(要望)

施設の在り方については、離島ならではの特殊な事情に重点を置いて検討されたい。

(質問)

使用料の見直しについて、生涯学習大学校及び好古学園大学校の授業料の改定について、どのように考えているのか。

(答弁)

平成22年度と23年度に両校の在り方について、有識者を交えた懇話会で検討した結果、「両校の果たしてきた機能はそれぞれ必要とされるものであり、今後も維持していくことが重要である。」との提言をもらっている。

好古学園大学校はもともと授業料が無料であったが、大学を維持していくに当たり、受講生にも一定額負担してもらう必要があることから有料化した経緯がある。

他都市との比較で言うと、加古川市にある兵庫県いなみ野学園の受講料は年5万円である一方、好古学園大学校は年4,000円と安価であり、不足分を一般会計から補填している状況である。

経費の全てを授業料で賄うことは困難ではあるものの、講師費用の一部などはある程度受講生に負担してもらう前提で計算し、料金を設定したいと考えている。また、他都市との金額の比較もあり、思い切った値上げも検討したいと考えている。

(質問)

両校の卒業生の地域活動の実態はどのようになっているのか。

(答弁)

パソコン教室受講者の中から希望者を募り、登録の上、公民館等に出向いて講師をしてもらっている実績がある。

大学で学んだ知識やノウハウなどを公民館事業等によって地域へ還元できる仕組みを、今後も引き続き検討していきたいと考えている。

(質問)

四郷町見野の国有林借地の件で、国有林伐採を行った面積と実際に国から借地している面積とに乖離があるということで、現在、林野庁の出先機関である兵庫森林管理署と本市で協議をしていると聞いたが、どのようになっているのか。

(答弁)

早急に結論を出せるように、林野庁と協議を進めているものの、現時点においては目に見える進捗はない。

現在、国から借地している面積は8,500平米であるものの、実際にはもう少し広い面積を利用している現状があり、今後も国と協議を継続して行き、最終的な方向性を出したいと考えている。

(質問)

8,500平米ではなく約8,400平米の契約であるが、令和元年10月に市職員立会いの下、林野庁の職員が現地で簡易測量を行い、1万2,000平米ほど竹林を伐採した箇所があったものの、結果的に約8,400平米で国に申請して、その面積での契約になった。

しかしながら、令和4年11月頃に、林野庁から、伐採されている面積をGPSにより測量したところ約1万2,000平米あったが、借地契約以降、新たに伐採して契約面積を超えた部分が約3,000平米ほどあるのではないか、と市に確認があった。

市の見解を改めて確認すると、令和2年当時、既に1万2,000平米ほど伐採していたことを理解しながら、結果的に8,400平米と過少申告した形となっており、林野庁もその旨了承していたという立場である。

本来であれば、林野庁に対して、借り受けする面積は約1万2,000平米と申告しなければならないのにもかかわらず、公有財産運用委員会に諮った結果、約8,400平米と認められ、約3,000平米については不要であると判断をしている。

林野庁からは、当初から、契約に記載のない約3,000平米は、植樹した桜の苗木も抜根して原状復旧してほしいと要求されていたと思うが、今後はそのような形になると理解してよいのか。

(答弁)

元々700平米ほどの借地であったものの、林野庁から伐採が拡大しているのではないかと指摘を受けた後に、市単独で簡易測量を行い、伐採面積は1万2,000平米ぐらいであると、内部資料として数字を把握していた。

その後、令和元年に、林野庁が測量という形ではなかったものの現地調査を行い、本市も立会いをした。林野庁から、大まかな伐採範囲を把握するため、境界にくいを打ち、改めて測量した結果を通知するのでそれに基づき契約書を作成するよう依頼があった。その後、最終的に、林野庁から通知があったのが約8,400平米であったという認識である。山のプロである林野

庁から、8,400 平米を契約の範囲とするので資料を提出するようにと連絡があったため、その内容に従って手続を進めたという流れである。

既に約 1 万 2,000 平米も桜の植栽をしているという現状があるため、林野庁としては、せっかくここまで植樹されたものを全て抜根して原状復帰してもらうのは現実的でないと意見もあったようである。

もし林野庁と調整が可能であれば、現状に合わせた形で変更契約を検討したいと考えている。

(質問)

一度 8,400 平米で契約していることから、公有財産運用委員会に諮って、簡単に変更を認めてもらえるのか疑問である。

また、令和元年に林野庁が現地でくい打ちを行った件について、林野庁にも市にも、当時の資料や写真 1 枚も残っていないのはおかしいと思う。

市は当初から約 1 万 2,000 平米を伐採して植樹していたことを把握していたにもかかわらず、約 8,400 平米として借受けの契約を行っている。

現在、林野庁から、契約を締結して以降、追加で約 3,000 平米の無断伐採を行ったのではないかと指摘を受けているが、市としては林野庁と事実を争わないといけなのではないか。市民をないがしろにしているのではないかと思うがどうか。

(答弁)

林野庁とは継続して協議中であり詳細は言えないが、林野庁から、現地で確認を行った結果、8,400 平米で契約したいという内容の通知があったときに、市として想定していたよりもかなり小さな面積であったため、疑義が全くなかったわけではない。

ただし、1 万 2,000 平米という数字も現地で正確に測量して出した面積ではない。誤差としたらあまりにも大きいかもしれないが、山のプロである林野庁が現地を確認した上で 8,400 平米と連絡してきたため、それに対して異議を唱えることは考えなかった。

市としては、区域の認定に関する国と市の考え方等の違いもあり差が出てきているのではないかと考え、国から連絡があった数字で契約の手続を進めた。

今回、国が再度精査して測量した結果、1 万 2,000 平米であったということから、国との協議を通して、それが本当に正しい面積であり、契約変更が必要と判

断すれば適切に対応したいと考えている。

(質問)

本来なら 1 万 2,000 平米の借受けを行わなければならないところ、8,400 平米と過少申告した事実が今後判明するにつれ、一連の取組の是非についても明らかになると思う。

今回の件は、当初、国が現地確認した結果、8,400 平米と通知してきたことに対して、このたび市のほうからさらに追加で 3,000 平米を借り受けたいと申し出て、国が貸し出すという話でよいのか。

(答弁)

適切な手続を行っていなかったことは問題があったとは思っているものの、地域住民が地域の里山を美しく維持していきたいという取組や、現地を地域交流事業の場として活用していることを総合的に勘案し、令和 2 年度に市が借り受ける判断をした。

契約している 8,400 平米以外の箇所は不要であるとなると、契約外の既に植樹されたところは抜根して原状復帰するという話がおそらく出てくると思う。

そのような可能性を考えると、現在植樹しているところも含めて、正式な形で国から借り受けたいと現時点では考えている。

(意見)

地域にとってよい取組を行おうと考えていたのであれば、正式な手続を踏んでおけばよかったのではないかと思う一方で、正規の手続を通してはできなかった事業なのかもしれないとも思っている。

なぜ、市民局所管の人権という切り口の話に変わってきたのか正直疑問であり、改めて今後も議論していきたいと思っている。

(質問)

本市には、まちづくり協議会は幾つあるのか。

(答弁)

14 である。

(質問)

そのうち、行政懇談会を開催しているところは何か所あるのか。

(答弁)

11 か所である。

(質問)

行政懇談会は、市の思いと地元の思いに乖離がある

ことから、議論の進捗が芳しくない地域もあり、廃止すべきとの意見もあると仄聞しているが、今後も同懇談会の取組を進めてもらいたいと思っている。

その場で円滑に協議が進むように、市民局が原局と地元との間で事前調整を行うなど、より同懇談会を有効に実施できるような方策を考えてもらいたいだろうか。

(答弁)

同懇談会は、地元にとって、理事者または国や県の担当者に直接様々な要望を行うことができ、さらに現状に対する回答を理事者等から聞き、質疑も行える、非常に意義のある取組であると考えている。

当日よい話し合いができるように地元と事前に調整を行うことはなかなか困難ではないかと思う。地元の切実な要望に対して、全く解決できないとは伝え難く、課題が多くあり難しいという回答になってしまうが、例えば地域の道路網を考えるとときに地元の意向を念頭に置くなど、地域の直の声を聞くことは大切であると思う。

せっかくの機会が残念な結果とならないよう、引き続きしっかりと取り組んでいきたい。

(要望)

よりよい協議の場となるよう、しっかりと取り組んでもらいたい。

**市民局審査中断 11時28分**

【予算決算委員会厚生分科会（市民局）の審査】

**休憩 12時25分**

**再開 13時25分**

**健康福祉局 13時25分**

**職員紹介**

**前回の委員長報告に対する回答**

・あなたとつくる健康長寿の姫路（まち）市民アンケートの実施について、パソコン等を用いた電子アンケートの手法も活用するとともに、高齢者だけでなく若い世代など幅広い年齢層から意見を収集されたい。

また、同アンケートで得られた意見や明らかになった今後の課題を確実に施策に反映し遂行できるよう、しっかりと結果分析にも取り組まれないことについ

て

提案を踏まえ、アンケート用紙にパソコン及びスマートフォンから回答できるようアドレスとQRコードを掲載し、アンケート対象者については、幅広く意見をいただけるよう40歳以上の市民と設定し、実施した。

また、市民アンケートの結果分析については、単純集計だけでなく年齢等によるクロス集計を行い、年代や介護度別に分析することで、いただいた意見をしっかりと把握し、今後の施策へ反映できるよう取り組んでいく。

**付託議案説明**

- ・議案第117号 姫路市保健所使用料及び手数料徴収条例及び姫路市旅館業法施行条例の一部を改正する条例について
- ・議案第118号 姫路市興行場法施行条例の一部を改正する条例について

**報告事項説明**

- ・人々のつながりに関する基礎調査 市民アンケートの実施について
- ・姫路市障害福祉推進計画（第7期）の策定について（進捗状況）
- ・地域相談窓口（ひめりんく）運営法人の募集選考結果について
- ・姫路市の救急医療方策に関する指針の見直しについて（進捗状況）
- ・姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画（第9期）の策定について（進捗状況）
- ・低所得世帯に対する価格高騰生活支援給付金の状況について
- ・姫路市感染症予防計画の策定について
- ・新型コロナウイルスワクチン接種について
- ・ひめじ健康プラン（姫路市保健計画）及びひめじ・いのち支え合いプラン（姫路自殺対策計画）の策定進捗状況について
- ・ひめじ食育推進プラン（姫路市食育推進計画）の改定進捗状況について
- ・事業見直しについて
- ・令和5年度使用料・手数料等の見直しについて（健康福祉局）

**質疑・質問**

**14時21分**



(質問)

人々のつながりに関する基礎調査 市民アンケート (以下「市民アンケート」という。)の実施について、令和4年度に実施した姫路市障害者等実態意向調査は、障害等のある市民約4,000人が対象であった一方、市民アンケートは、無作為に抽出した15歳から64歳までの市民1万人が対象となっているが、調査対象者に違いがあるのはなぜなのか。

(答弁)

同実態意向調査は、姫路市障害福祉推進計画改定のための基礎調査として、障害児や障害者に限って実施したものである。市民アンケートは、令和元年度に兵庫県が実施したひきこもり実態調査及び令和4年度に内閣府が実施したアンケート調査の結果だけでは、本市の実態が十分に把握し切れていないと思われたため、幅広い属性の多くの市民から意見を収集し、実態を把握するため実施するものである。

(質問)

使用料・手数料等の見直しのうち、犬猫等引取手数料が対象となっているが、現在は幾らなのか。

(答弁)

現在、成犬、成猫それぞれで1匹2,380円である。子犬と子猫に関しては、10匹で1くりにして、同額の2,380円としている。

(意見)

ペットの処分と経済情勢について経済学を専門とする教授の論文に、ペットの引取手数料を値上げすることが殺処分ゼロにつながるのではないかと記載されていた。もし同手数料を値上げするのであれば大いに賛成である。

(質問)

市民アンケートの発送件数が1万件ということだが、どれぐらいの回答数を予想しているのか。

(答弁)

令和5年7月下旬に、高齢者支援課が、「あなたとつくる健康長寿の姫路(まち)市民アンケート」を実施しており、そのときの回答率が約40%弱と聞いていることから、同程度を想定している。

(質問)

事業見直しに関して、高齢者バス等優待乗車助成事業(鉄道)について、当該事業選択者は、ICOCA

へ入金するために送付されたチャージ券を市内ローソン各店舗またはマックスバリュの一部店舗に持参し、手持ちのICOCAに入金をするというものだが、実際にICOCAへチャージした電子マネーは、鉄道ではなく買物等、別の用途に使用されていると聞いたことがある。

3億2,600万円という高額な費用をかけて実施している事業であり、そのような事案への防止策は検討していないのか。

(答弁)

鉄道選択者に対しては、毎年チャージ券を発送する際に、物を購入するのではなく乗車に利用するという内容のチラシを同封し啓発している。指摘の件については、今後対策を検討していきたい。

(質問)

チャージされたICOCAのシリアル番号を追跡し、利用履歴を確認することは可能なのか。

(答弁)

JR西日本と協議したが、個人の特定に至る可能性があることから、個々に関するデータ提供はできかねるという回答があった。

(質問)

市民アンケートは、市でひきこもりの実態数をある程度把握している上で、さらに正確に把握するために実施する取組であるのか。

(答弁)

令和元年に県が調査したところ、県下全体の実態として1,790人で本市が160人とされたものの、国やほかの自治体が調査している内容を見ると実態とかけ離れていることから、同アンケートを実施することとなった。

(質問)

アンケートを送付しても、ひきこもり状態にある人から回答があるようには思えない。地域包括支援センターや地域の民生委員等からの聞き取りも含めて積極的に実態把握に努めるのであれば効果があると思うが、どのように考えているのか。

(答弁)

ひきこもり状態も様々な形があり、ひきこもり状態にある人が146万人であると報告された全国統計においては、家庭の主婦で社会とのつながりがない人や、

ホームレスのひきこもりなど広義のものも含まれている。

したがって、今回は、市民アンケートの実施により、推計値ではあるものの実態把握を行った上で、必要な対策を考えていきたいと考えている。

(質問)

小・中学校から不登校で、そのまま成人になってもひきこもりが続くような現象が社会的に問題となっている。教育委員会と連携して、実態を把握する取組はできないのか。

(答弁)

教育委員会とは、ネットワーク会議等で連携を取っている。まずは市民アンケートを実施し、結果を見ながら分析や状況把握をしたいと考えている。

(質問)

ひきこもり状態にある人の実態把握方法として、他都市も同様の方法を取っているのか。

(答弁)

小規模な自治体であれば、個別に実態調査をしているところはあると思うが、大体の自治体はアンケートのような形を取っていると思う。

(質問)

本市よりも小規模な自治体のほうが、より確実に実態を把握できているということなのか。

(答弁)

本市でもより実態に即した状況の把握に努めたい。

(要望)

ひきこもり状態にある人の実態把握にしっかりと取り組まれない。

(質問)

ひめじ健康プラン(姫路市保健計画)及びひめじ・いのち支え合いプラン(姫路市自殺対策計画)の策定進捗状況について、自殺者の実態は把握しているのか。

(答弁)

一部のケースについては、国から提供される地域の自殺実態をまとめたプロファイルにより把握できるほか、偶然に市が関与していて分かることもある。

また、従来から自殺未遂者に関する支援事業を実施しており、例えば自殺未遂歴があれば市が関わっているケースもあるものの、必ず把握できるわけではない。

過去の通院歴と結びつける制度がないため、全ての

ケースにおける把握は困難である。

(質問)

事業見直しのうち、マッサージ等施術助成事業について、執行率がかなり低くなっているが、どのように考えているのか。

(答弁)

コロナ禍の影響などもあり、直近の3年間の執行率は下落しているものの、令和4年度は少し改善している。

なお、過去にも当該事業の執行率が低いとの指摘を受け、令和3年度に広報ひめじに利用に関する記事を2回掲載したが、年に2回申請できると誤解を生じさせてしまい、市民に迷惑をかけてしまったことがあるため、広報の手段については個別の回覧などを検討しようと考えている。

(質問)

神奈川県藤沢市は、令和4年4月から高齢者の健康増進と介護予防を目的として、70歳以上の方を対象に市内の指定はり・きゅう・マッサージ施術所で利用できる利用券を交付している。同市は年間1人当たり1枚3,000円分の利用券を3枚、9,000円分交付するほか、券を利用する際に、フレイルの状態や兆候を知ってもらう検査を行っている。また、利用できる施術所は特定の団体だけではなく、保健所に届出の上で登録を行う体制としている。

一方、本市では1人年間3,000円分の助成券を交付しているものの金額が中途半端で使いづらく、また、姫路保険鍼灸マッサージ師会に所属する施術所しか使用できないが、今後の事業の在り方についてどのように考えているのか。

(答弁)

フレイルチェックも合わせた事業について、今後調査を行い、助成額等についても、よりよい制度になるようにさらに検討を行っていく。

(質問)

藤沢市では、利用できる施術所を登録制にして、利用対象施設一覧をホームページ等で市民に提供しているが、同様の取組は本市でも可能であるのか。

(答弁)

同事業は、姫路保険鍼灸マッサージ師会と二人三脚で実施してきた制度であるため、利用施設を登録制に

して増加させることは困難であり、同会の意見もしつかりと聞く必要がある。同会に加入している多くの視覚障害者の仕事を確保するという意義からも、慎重に考えていきたい。

(質問)

同会に加入している施術師のうち、視覚障害者はどれぐらいいるのか。

(答弁)

現在、同会会員は74人で、うち48.6%が視覚障害者であると聞いている。

(要望)

利用できる施術所が登録制になって増加すると利便性が向上することから、前向きに取り組まれない。

(質問)

地域相談窓口(ひめりんく)運営法人の募集選考結果について、継続して委託先として選考されたのは中央、北部地域の2か所であるのか。

(答弁)

南西部も継続して委託する。

(質問)

継続して委託する区域については、1者だけが応募してきたため当該業者に決定し、それ以外の区域については複数の事業者が応募してきたため選考を行って決定したということによいか。

(答弁)

そのとおりである。

(要望)

中央地域における社会福祉法人姫路市社会福祉事業団のように、継続して事業を実施することは安定性を確保できる一方で、事業者の変更は透明性や公平性が確保できるという利点もあるように思う。

新しく参入する事業者に対し、適切に事業が行えるよう、しっかり業務引継ぎをされたい。

(質問)

例えば、北部地域に居住している市民が、中央区域の相談窓口を利用できるのか。

(答弁)

担当区域割はしているものの、交通利便性などを考慮して居住地以外のほかの区域で相談を行うことは断っていないため、相談受付を行う施設もある。

(質問)

運営法人の選考委員会における書類審査の結果、区域の中には、審査における評点が低いところが選定されているが、事業を推進するに当たり問題はないのか。

(答弁)

評点が低くとも実力はかなり高い事業者である。相談申請の実績においては、評点が低い事業者もかなり成果を上げている。

(質問)

健康福祉局での事業見直し対象事業のうち、救急医療施設後送委託事業に関して、医療機関ごとの受入件数に偏りがあるため、救急医療体制の最適化を検討することであるが、今後どのように検討しようと考えているのか。

(答弁)

現在は、救急患者の受入件数に関わらず、輪番日数に応じて委託料を支出しており、後送医療機関29か所に患者の受入れを依頼しているものの、基幹病院5か所を中心とした、より大規模な病院のほうが多くの患者を受け入れている状況である。

受入実績の少ない医療機関もセーフティネットの役割を果たしていると考えた上で、令和6年度以降の早期に、受入実績をある程度加味した委託料を設定したいと考えている。

(質問)

令和5年度中には、より実態に合った効果的な方法に変更し、現在の医療提供体制に適した形になるのか。

(答弁)

令和5年度に救急医療方策に関する指針の見直しを行うに当たり、地域医療連絡会議から方向性を示してもらった上で、令和6年度以降の早期に見直しを行っていききたい。

(質問)

事業見直しについて、今年度見直しや継続検討の対象となる事業の選定は、健康福祉局が発案したものなのか、あるいは市長から改善が必要と指示されたものなのか。

(答弁)

まず政策部門、財政部門、人事部門の3つの部局で一定の事業の振り分けを行ったものを、各局において改めて課題整理を行い、事業の選定を行ったほか、原課のほうでも見直しが必要であると自主的に抽出し

た事業も併せて報告を行った。それを受けて、最終的に市長と副市長が協議を行い、見直し対象または継続検討の対象と決定したものである。

(要望)

継続検討の対象事業については、令和5年度に見直しを行うのではなく、今後検討しながら結論を出すということだが、高齢者バス等優待乗車助成事業について、どのような形が市民にとって一番有益なのか、公平性や透明性の観点からも様々な議論がある。高齢化が進み、人口が減少し財源が不足する中で、事業拡大するとなると、事業の持続可能性が問われてしまう。

姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画（第9期）に係る策定会議において、「優待乗車助成について要介護度によるタクシー選択の制限があるが、制限撤廃について検討してもらいたい。」という意見があったようであるが、バスの便が少ない場所は、タクシーの利用が高齢者の一番身近な外出手段になり得るという市民からの意見も認識した上で、当該事業について財源の確保も含めて検討されたい。

(要望)

救急医療施設後送委託事業について、常に病床が確保されていないと受入困難な事態が生じる可能性があることから、受入実績だけにとらわれず、医療現場の声も聞いた上で委託料を設定されたい。

また、市民アンケートについて、福祉関係者や民生委員など様々な人との関わりの中で、ひきこもり状態にある人の状況が把握できる場合もあり、同アンケートも実態把握の一助となると思う。

当人は同アンケートが届いても回答しないことも考えられるほか、家族が回答する可能性もあり、様々な状況が考えられることから、しっかりと内容を精査した上で実施されたい。

(質問)

令和5年9月13日の予算決算委員会では犬猫等引取手数料の収入額が2,380円との説明があったが、料金が発生するような犬猫の引取りは1頭分しかなかったのか。

(答弁)

そのとおりである。

犬の所有者から1頭引き取っている。

(質問)

所有者からの引取り以外に、警察からの持込み等を含めた総引取数は幾らであるのか。

(答弁)

令和4年度の引取数は、犬11頭、猫35匹である。

(質問)

本市において、土日に警察に持ち込まれた迷子犬が、動物管理センターが開所していなかったため保護団体に持ち込まれ、月曜日になって同センターに引取依頼をしたところ、断られたという話を聞いた。

現在、飼えなくなった犬猫を保健所等へ持ち込んでも、行き過ぎた引取拒否が行われ、結果的に犬猫がその後遺棄されて野良犬や野良猫となってしまう、小さな子どもや散歩中の小型犬を襲ったりするような危険性もあることが社会問題になっている。

多頭飼育崩壊が発覚し、一度に多くの犬猫を保護する必要が生じた場合など、保健所が引取拒否を行うような事態があってはならないと思う。

そのような状況下であれば、終生飼養の観点から引取りを拒否すべきという考え方はあるものの、引取要件を緩和した上で犬猫等引取手数料を値上げし、ある程度引き取ったほうがよいのではないかと思う。

一方、保護団体が持ち込んでくる場合や、非常に粗悪な環境で飼育されていたところ、近所から苦情が出て、引取要求がなされた犬猫がいた場合は、引取手数料を少し下げるといったような制度設計にしたほうがよいのではないかと思うがどうか。

(答弁)

引取手数料の見直しについては、今年度すぐに行うものではなく継続して見直しを行うものであり、少し時間をかけて他都市の事例を検討していきたい。

また、我々は非常に悩みながら引取りを実施しており、引取りの要件を緩くして収容力を超えるような引取りを行ってしまうと、結果的に殺処分を行わざるを得なくなる一方、あまり要件を厳しくすると、結果的に周辺に遺棄されてしまうことも当然想定される。

これまで、飼い主による終生飼養を基本に、飼い主への啓発や対応を、時間をかけて丁寧を実施してきた結果、約10年前と比較すると町の中においても野良犬がふらふら歩いているような状況は明らかに減ってきたように思う。

犬猫を引き取る以前に、終生飼養をどのように飼い

主に理解してもらうのか、適切な飼養についてそもそもどのように普及啓発していくのかということに関しては、飼育放棄予防という観点からも、(仮称)動物保健センターの設置までに、体制やソフト面での施策の充実をしていきたいと考えている。

(質問)

現在の犬の最大収容数はどのぐらいなのか。

(答弁)

過去に一度、犬の多頭飼育崩壊が発覚し、一度に40数頭を収容したことがあり、当時はケージをどんどん増やして飼養した。

このたび新しく設置する(仮称)動物保健センターにおいても、細かく規定はされていないものの、床面積に応じた収容頭数があり、過去の事案のような40頭もの飼育崩壊が生じた場合、全頭を一度に収容することは困難ではないかと考えており、そのような状況が発生した場合にどのような対応をするのか、現在検討しているところである。

(仮称)動物保健センターが設置される保健所の大規模改修は、順調に工事が進んでも3年以上かかるため、時間をかけて丁寧に検討していきたい。

(質問)

例えば民間の動物保護団体等と普段から連携し、そのようなときは協力してもらえるような体制を構築することは考えていないのか。

(答弁)

現在の動物管理センターは、基本的にあまり外部の人に公開するような施設になっていない。

しかしながら、(仮称)動物保健センターはオープンな場所である保健所に設置され、常時市民に来てもらえるような施設になっている。現在の施設よりかなり幅広い研修等ができる設備を整えていく予定にしておき、そのような団体等と協議できるような体制を進めていければと思っている。

(質問)

今後、動物愛護団体等と協議を進めていく方針であるのか。

(答弁)

そうである。

現在の施設は物理的に限界があるため、(仮称)動物保健センターの新設に併せて、協力体制の確保など

の取組を大幅に充実させたいと考えている。

(質問)

空き家対策の一環として、住宅課が作成した「マイホームとあなたのためのプランニングノート」について、終活支援のツールとしても非常に効果的だと思われる。しかしながら、空き家対策に特化した内容では持家のある人に限定されてしまうため、より多くの市民に幅広く使ってもらえるよう改良したらどうか。

(答弁)

同ノートは空き家対策を切り口に作成したものであるが、終活事業に取り組んでいる神奈川県横須賀市の事例なども研究しながら、今後、知恵を絞り工夫を重ねて、終活支援に取り組んでいきたい。

(要望)

現在、同ノートは、住宅課のほか高齢者支援課にも設置されているようだが、同ノートを見かけた人の多くが欲しいと言っている。終活支援のツールとして非常に優れたものであるため、より多くの市民に使ってもらえるよう認知度の向上に向けて着実に取り組まれない。

(質問)

(仮称)動物保健センターは、保健所の地下に設置するということが、日当たりの面でも、環境として最良の場所ではないと思う。

先日、厚生委員会で行政視察を行った川崎市動物愛護センターでは、保護犬の散歩は職員やボランティア団体が行っているという話であったが、(仮称)動物保健センターでは、保護犬を定期的に外へ散歩に連れていくことは考えているのか。

(答弁)

(仮称)動物保健センターを保健所の地下に設置するときにまず考えたことは、人間が住めない場所で動物を常時飼養することは無理であるということであった。保健所の地下は、通常のいわゆる地下室とは違い、直射日光の入るライトコートが3か所あるほか、詳細な運用は決定していないものの、平面上に地面がつながっている部分も存在している。

犬には当然散歩等が必要であり、運動量が必要な中型犬以上の場合、車に乗せて連れて行き、かなり広いところで運動させることも必要になってくると考えており、収容する犬の状態や年齢に合わせて対応す

ることを予定している。

(要望)

散歩などの対応は、職員だけでは困難な場合があるため、ボランティア団体にも協力してもらい、適切な飼養に前向きに取り組んでもらいたい。

(質問)

本庁舎 1 階にある生活援護室の相談室について、職員用ロッカーが立ち並ぶ中、机が設置されて相談を行うようになっている。物を盗られたりするようなトラブルも考えられるが、相談室の在り方についてどのように考えているのか。

(答弁)

平成 27 年以降に生活援護室の規模が非常に大きくなったことに伴い、職員数もかなり増加し、現在執務スペースに余裕がない状態である。

現在は職員用ロッカーを相談室に設置しているが、様々な工夫を考えて改善したいと考えている。

(要望)

どうしてもスペースが限られる中で改善することは困難とは思いますが、独立した相談室の設置に向けて取り組んでもらいたい。

(質問)

生活困窮者自立支援制度における就労支援のサポートを受けて、実際に就労につながった人は令和 4 年度にどれぐらいいるのか。

(答弁)

同制度に関する事業は、姫路市社会福祉協議会に委託している。令和 4 年度は 3,510 件の相談実績があり、実人数としては 257 人で、実際に就職した人は延べ 146 人で約 60% となっており、効果が上がってきている。

(要望)

可能な限り、就労支援につながるような取組を進めてもらいたい。

(質問)

「姫路市の健康福祉」には抜き打ちで行うような特別監査に関する件数が掲載されていないが、現在、特別監査は実施していないのか。

(答弁)

本冊子には特別監査の件数は計上していない。また社会福祉法人に対する特別監査は、直近では実施して

いない。

ただし、介護保険事業所や障害サービス事業所については、特別監査ではないものの実地調査に対する一歩踏み込んだ調査を、監査という形で何件か実施している。

(質問)

一歩踏み込んだ監査の件数は、本冊子に掲載されているのか。

(答弁)

掲載していない。

(要望)

本冊子は統計資料であるため、通常の監査以外にも特別監査の内容も含めて区分分けを行い、掲載されたい。

(質問)

社会福祉法人や社会福祉施設等に対する指導監査の実施状況について、文書指摘件数における改善済件数を改善率として記載しているが、当該改善率についてどのように考えているのか。

(答弁)

単年度ごとに改善率を掲載しており、複数年にわたって継続して指導している事案については、現在の進捗状況は指導中で改善済みとはならないため、改善率としては掲載されていない。

(質問)

適切な監査指導は行うことができているのか。

(答弁)

改善勧告を行った結果、改善報告がなされる事業所もあるほか、令和 4 年度でも 2 か所の介護事業所に対し行政処分を行っており、事業所に対してしっかりと指導している。

(質問)

私は、以前から地域包括支援センターのサービス提供は公共施設で行うよう要望している。同センターの業務を民間に委託することはやむを得ないと思うが、事業者が変更するたびにサービスの提供場所も変更になることはどうかと思う。

現在、高岡、安室地区において、地域包括支援センターが公共施設でサービス提供ができていないことから、例えば、駐車場も十分あり、比較的場所が認知されているゆめタウン姫路内に、高岡、安室サービス

センターを統合したサービスセンターを移転・設置し、空いた高岡市民センター内の高岡サービスセンターの場所に地域包括支援センターを設置することを検討してはどうか。

(答弁)

委託業者が変更するたびに、地域包括支援センターのサービス提供場所が変更になることは望ましくないと考えている。

可能であれば、校区内の公共施設でサービスを提供したいと思うが、地域によっては適切な場所がない。

介護人材の大規模な不足問題もあり、比較的、地域包括支援センターに来所するより電話相談が多くなっている状況から、今後は人材を集約し相談体制を充実させることも視野に入れる必要があるのではないかと考えている。

安室、高岡サービスセンターを統合し、住民サービスを充実させて、より相談がしやすいような体制をつくるようなことも、前向きに検討していきたいと思っている。

(要望)

日常的に使いやすい施設で地域包括支援センターのサービスを提供することで、市民が足を運ぶケースも増えてくることから、高岡、安室地区に限らず、まだ公共施設でサービスが提供できていないところについても、実現に向けてしっかりと取り組んでもらいたい。

(質問)

平成 29 年度から令和 5 年度までに遡及賦課した介護保険料に賦課誤りがあった件で、保険料を減額更正し過大に還付した人には、時効により徴収できる期限を過ぎていること、また賦課権が消滅していることから、保険料の返還は求めないということだが、当該期間の未納により、給付制限が課されることはないのか。

(答弁)

給付制限には全く影響を及ぼさない。

(質問)

保険料を増額更正し過大に徴収した人に還付するものと、保険料を減額更正し過大に還付した人に保険料の返還を求めるものとの時効の取扱いはどのようになっているのか。

(答弁)

消滅時効はどちらも 2 年となっている。

ただし、保険料の返還を求めるケースについては、相手方には過失がないため、柔軟に対応したいと考えている。

**健康福祉局終了**

**15時32分**

**【予算決算委員会厚生分科会（健康福祉局）の審査】**

**市民局審査再開**

**16時08分**

(局長発言)

議案第 115 号、姫路市立家島交流センター条例の施行規則第 10 条の整理人の配置に関する規定について、法制課とともに改めて確認を行った。

法制課によると、不特定多数の方が利用する可能性がある施設に当たっては、市長が必要と認めるときはという条件があるものの、使用時における混乱が生じることがないように、また、多くの施設においても同様の条項を設けていることから、何かあったときには使用者の責任において対応する旨の条項を規定しておいたほうが望ましい、とのことであった。

本市では、例えば、MIYACOCOみなとドーム、国際交流センター、すこやかセンター、老人福祉センター、総合福祉会館、男女共同参画推進センター、市の体育施設など多くの施設において、施行規則の中で同様の条項を設けている。

最近の事例では、姫路市文化コンベンションセンターアクリエひめじにおいても、姫路市文化コンベンションセンター条例施行規則第 16 条において、整理人の配置に関して同様の規定が設けられている。

通常地域における会議等には必要のない規定ではあるものの、不特定多数が集まるイベントや多数の参加が見込まれるような会議や催物などがあるときには、使用者に対して秩序を保つために対応されたいという内容は、責任の所在をはっきりさせる上でも残しておいたほうがよいのではないかという意見も法制課からあったことから、可能であれば原案のまま承認してもらいたい。

(意見)

了解した。

**市民局終了**

**16時12分**

**意見取りまとめ** **16時12分**

(1) 付託議案審査について

・ 議案第 115 号、議案第 117 号、議案第 118 号及び議案第 124 号、以上 4 件については、いずれも全会一致で可決または同意すべきものと決定。

(2) 付託請願審査について

・ 請願第 4 号については、全会一致で不採択にすべきものと決定。

(3) 閉会中継続調査について

・ 別紙のとおり、閉会中も継続調査すべきものと決定。

(4) 委員長報告について

・ 正副委員長に一任することに決定。

**意見取りまとめ終了** **16時18分**

【予算決算委員会厚生分科会の意見取りまとめ】

**協議事項** **16時19分**

・ **行政視察について**

令和 6 年 1 月 16 日（火）、17 日（水）に 1 泊 2 日  
で実施することに決定。視察先及びテーマについて正副委員長に一任することに決定。

**閉会** **16時23分**